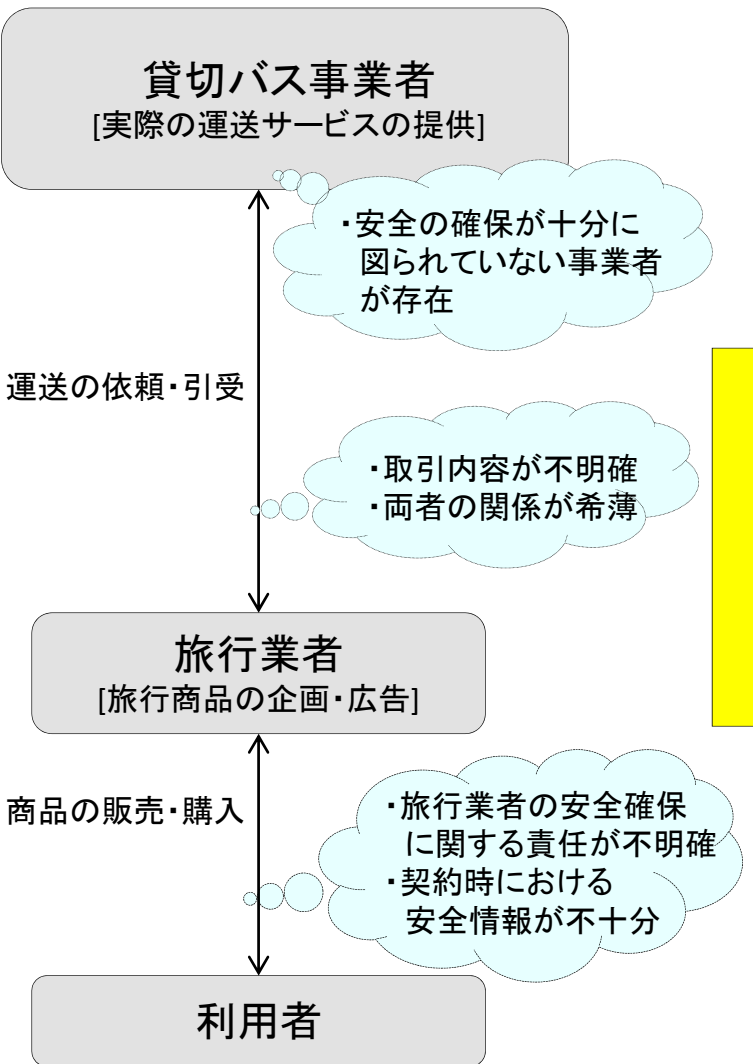


今夏の多客期の安全確保のための緊急対策のポイント

参考1

高速ツアーバス等のサービスの供給側である「貸切バス事業者」及び「旅行者」と、サービスの需要側である「利用者」の各主体に応じて行政として実施すべき対策をとりまとめ、貸切バス事業者、旅行者等の関係者が一丸となって、これらの対策を講じることにより、悪質な事業者が排除され、良質な事業者が選択されるバス利用環境の整備を行う。

<現在>



【緊急対策】

- ・緊急重点監査の実施及び監査情報の公表
- ・運転時間等の基準等の見直し
- ・高速バス表示ガイドラインの策定・活用
- ・行政処分を受けた貸切バス事業者に係る詳細情報の公開
- ・運送に関する文書の作成・保存の義務付け
- ・「安全運行協議会」の設置・活用
- ・地域ブロック毎の関係者による協議組織の設立・活用
- ・貸切バス選定ガイドラインの策定・活用
- ・安全確保が不十分な運送サービスの提供を旅行者の禁止行為として規定
- ・広告における安全情報の表示の義務付け
- ・利用者等から国への通報窓口の構築

<今夏以降>

